

伊勢市議会基本条例 骨子（案）

12 定例会の回数及び会期

- 1 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定するものとします。
- 2 定例会の招集の回数は、別に条例で定めます。

○伊勢市議会定例会の招集回数に関する条例

伊勢市議会定例会は、毎年 4 回これを招集する。

○伊勢市議会定例会の招集に関する規則

伊勢市議会の定例会は、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月に、これを招集するのを常例とする。

※文末表現について

骨子（案）では、「決定するものとします。」「定めます。」としていますが、条例に直す際には、「決定するものとする。」「定める。」となります。

【これまでに確認された事項等】

○前議会改革特別委員会の決定・確認事項

- ①定例会の回数については、現行を継続することを決定
- ②定例会ごとの会期については、その時々状況に応じて弾力的に運用することを確認

※定例会の回数については、年2回程度にしてはどうか、通年制はどうかなどといった意見が出されましたが、現行の年4回で十分に議論ができていることや必要があれば臨時会を開くことができること、また、通年制にするとかえって緊張感がなくなるのではないかと考えられることから、現行を継続することとしました。

大津市議会基本条例

(通年議会)

第13条 法第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議会の解散に伴う選挙が行われた年においては、これを変更することができる。

横須賀市議会基本条例

(定例会の回数と会期等)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条第2項の規定により、条例で定める定例会の回数は、年4回とする。

2 議会の会期及び運営等については、会議規則の定めるところによる。

亀岡市議会基本条例

(定例会の回数及び会期)

第13条 定例会の回数及び会期は、議案の審議等にあたり、議会の機能を十分発揮できる期間を確保し、決定する。

2 定例会の招集の回数は、別に条例で定める。

○亀岡市議会定例会条例

亀岡市議会定例会招集の回数は、毎年4回とする。

四日市市議会基本条例

(通年議会)

第9条 議会は、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする。

2 常任委員会は、精力的に所管事務調査を行うものとする。

3 議会の会期を通年とする必要な事項は、別に定める。

松阪市議会基本条例

(監視機能の充実及び強化)

第11条

1～2 略

3 市議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応するため、年間を通じて適切に本会議を開くことができるよう、会期を定めるものとする。

○松阪市議会定例会の回数に関する条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定により、議会の定例会の回数を毎年4回とする。

15 政務活動

- 1 議員及び会派は、法第 100 条第 14 項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならないものとします。
- 2 議会は、議員及び会派により行われた調査研究の成果を共有するよう努めます。
- 3 政務活動費に関しては、別に条例で定めます。

【これまでに確認された事項等】

○前議会改革特別委員会の決定・確認事項

会派視察について、議会内での情報共有を図るため、事前に視察申出書の写しを、また、視察実施後に報告書の写しを各会派に配付することとした。

なお、申出書については概ね視察の 10 日前までに、また報告書については視察後 10 日以内に議長へ提出することとした。

※関係する条例等：伊勢市議会政務活動費の交付に関する条例

大津市議会基本条例

(政務活動費)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、使途の透明性を確保した上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めなければならない。

2 前項の規定に基づく政務活動費については、大津市議会政務活動費交付条例（平成13年条例第1号）で定める。

横須賀市議会基本条例

(議員及び会派の積極的な政務活動)

第25条 議員及び会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。

亀岡市議会基本条例

(政務活動費)

第22条 政務活動費は、政策の立案及び提案並びに市政に関する調査研究その他の活動に資するために交付するものとする。

2 亀岡市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年亀岡市条例第2号)に定めるところにより、政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、これを適正に執行しなければならない。

3 議会は、政務活動費の使途について公開しなければならない。

四日市市議会基本条例

(政務活動費)

第19条 会派又は議員は、政策立案能力及び政策提言能力の向上等を図るため、法第100条第14項に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及びその他の活動を行うものとする。

2 会派又は議員は、四日市市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年四日市市条例第5号）第7条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲において、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

伊賀市議会基本条例

(政務活動費の執行及び公開)

第14条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査、研究及びその他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、伊賀市議会政務活動費の交付に関する条例（平成16年伊賀市条例第5号）を遵守しなければならない。

20 議会事務局

議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとします。

【これまでに確認された事項等】

○前議会改革特別委員会の決定・確認事項

- ① 議会の3つの機能（政策形成機能、監視機能、利害調整機能）を発揮していくため、議員と議会事務局がそれぞれの役割をしっかりと認識し、共に能力の向上を図っていく必要があることを確認するとともに、議会事務局の補佐機能や専門性の充実を図っていくためには特に調査、企画及び法務の専門的知識・能力を有する職員の配置が必要であることから、職員の人事異動に関しての市長との十分な調整、市全体での人材育成などに取り組むべきとし、その対応を議長に委ねることとした。
- ② 各常任委員会の活動量の増や議会改革特別委員会の取組等、以前より議会事務局の業務量が増えてきている状況や、人数の少ない議会事務局で庶務や議会運営に加え、調査、企画、法務に係る業務に時間や労力を振り向けていく必要があることを踏まえ、議会事務局が処理しているもので本来議員がみずから行うべきものは議員が行うこととするべきであるとの考えから、委員会の視察報告書の作成、政務調査費の管理等について段階的に業務分担の整理を進めることとした。

会津若松市議会基本条例

(議会事務局)

第18条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

大津市議会基本条例

(議会局の設置及び体制強化)

第26条 議会に関する事務を処理するため、法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局として議会局を置く。

- 2 議会局に事務局長としての局長及び書記その他必要な職員を置く。
- 3 職員の定数は、大津市職員定数条例（昭和25年法律第11号）の定めるところによる。
- 4 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会局の法務及び財務等市政に関する調査機能の強化に努めるものとする。

流山市議会基本条例

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

- 2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

四日市市議会基本条例

(議会事務局)

第 34 条 議会は、議員の政策立案機能及び政策提言機能を高めるため、議会事務局の機能強化及び組織体制の充実に努めるものとする。

2 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心がけ、行動するものとする。

伊賀市議会基本条例

(議会事務局の体制整備)

第 16 条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める。

21 議会図書室

議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、市民、市職員の利用に供するものとします。

【参考】

○地方自治法 第100条第19項

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

○伊勢市議会図書室規程（抜粋）

（保管図書等）

第2条 図書室には、市議会の議員の調査研究に資するため、次に掲げる図書及びその他の刊行物等（以下「図書等」という。）を収集し、保管するものとする。

- (1) 地方自治法第100条第17項及び第18項の規定により送付を受けた刊行物
- (2) 市議会の会議録及び刊行物
- (3) 市議会の会議を記録したビデオテープ及びビデオディスク
- (4) 市の刊行物
- (5) 他の地方公共団体から送付を受けた当該他の地方公共団体の刊行物
- (6) 地方自治に関する刊行物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める図書、新聞、雑誌、各種資料等

(利用者)

第3条 図書室は、市議会の議員のほか、市議会の議員の利用に支障のない範囲内において、市職員及び一般に利用させることができる。

会津若松市議会基本条例

(議会図書室)

第17条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

大津市議会基本条例

(議会図書室の充実強化)

第27条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に資するため、議会図書室について、必要な資料等の収集保管のみならず、議員に積極的な情報提供を行う機能の充実強化に努めるものとする。

流山市議会基本条例

(議会図書室の利用)

第 21 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室が市民にとって利便性が高いものとなるよう努めるものとする。

3 議会図書室の管理については、流山市議会図書室管理規程(平成 20 年流山市議会訓令第 1 号)に定めるものとする。

四日市市議会基本条例

(議会図書室)

第 35 条 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、その充実に努めるとともに、誰もが利用できるものとする。

伊賀市議会基本条例

(議会図書室の利用)

第 17 条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。